

## 「豊島区旅館業法施行条例（改正素案）」について、パブリックコメント（意見公募手続）制度に基づき区民の皆さまのご意見をお聴きします。

### ◆ 目的

旅館業については、宿泊需要の拡大を受けて平成 30 年の規制緩和により、ホテル営業 10 室以上、旅館営業 5 室以上といった客室数の要件が撤廃され、一室での旅館営業が可能となりました。また、玄関帳場（フロント）の設置に代わる、カメラによる施設の出入り状況確認や駆け付け要件などの規定により、旅館業施設内に営業従事者が常駐しない一室での営業が可能となったこともあり、旅館業許可申請件数が増加の一途をたどっています。

旅館業施設に対しては、住宅宿泊事業（民泊）と同様に「ゴミ、騒音、タバコ」など区民の方から寄せられる苦情が急増し、周辺地域の生活環境への悪影響が生じています。

この状況を改善すべく、「豊島区旅館業法施行条例」の見直しが必要と考えています。

つきましては、「豊島区旅館業法施行条例（改正素案）」（別紙）についてご意見をうかがいます。

### ◆ コピー

- ・ 行政情報コーナーでは有料コピーが可能です。
- ・ 豊島区ホームページからもダウンロードできます。

### ◆ ご意見お寄せ下さい

便せんなどに、

① 条例（案）名・ご意見（理由を付して）

② 郵便番号・住所

③ 氏名または団体名（代表者名・担当者名）

を記入し、令和 8 年 7 月 3 1 日（金曜日）（必着）までにお寄せ下さい。

《宛て先》

○ 郵送・持参      〒 1 7 1 - 0 0 2 2    豊島区南池袋 2 - 1 - 1    3 階    2 番窓口

○ F A X            0 3 - 3 9 8 1 - 5 4 5 2

○ E メール        A0017000@city.toshima.lg.jp

### ◆ 提出したご意見の取り扱い

- ・ 提出いただいたご意見は、条例（案）の参考とさせていただきます。
- ・ 提出いただいたご意見の概要およびそれに対する区の考え方について、ホームページ等により公表いたします。

※ 提出いただいた書類等は返却いたしません。

### ◆ お問い合わせ

豊島区保健所生活衛生課環境衛生グループ

電話 0 3 - 3 9 8 7 - 4 1 7 6

※ お電話でのご意見の受付はできませんのでご了承ください。